【居宅介護支援費の特定事業所集中減算報告の流れ】

＊計画件数が１件であっても、紹介率最高法人の紹介率が80%を超えた場合は、報告書の提出が必要となります。

地域密着型通所介護については、通所介護、地域密着型通所介護を分けて計算する方法と、合算する方法どちらでも可能とします。合算する場合、報告書の通所介護の欄にある「地域密着型通所介護を合算して居宅サービス計画数を算出している」に○を付けてください（参考：平成28年５月30日付け厚生労働省事務連絡、平成30年３月23日付け平成30年度介護報酬改定に関する Q＆A　Vol.１）問 135）。

作成した結果、紹介率最高法人の紹介率が80％を超えた場合は、『報告書（様式）』の他に『報告書（別紙）』についても作成し、提出してください。

なお、紹介率最高法人の紹介率が80％を超えており、「正当な理由の判断基準」に該当しない場合には、減算が必要となります。

また、特定事業所集中減算についてのＱ＆Ａ等について、介護情報サービスかながわ内に掲載しておりますので、併せて御確認ください。

（掲載場所）

　介護情報サービスかながわ（http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/）

　「ライブラリ（書式／通知）」

　　＞「５．国・県の通知」

　　　＞「居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算「正当な理由」の判断基準等の改定について」

　　　　（https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=6&id=640）

* 80％を超えなかった場合

『報告書（様式）』は、紹介率最高法人の紹介率が80％を超えず、提出不要の場合であっても、全ての事業所で必ず作成の上、事業所内で５年間保管しておいてください。（※居宅介護支援の提供に関する記録について、本市では保存期間を５年間とする独自基準を設けています）

* 80％を超えた場合

対象の４サービスを位置付けたプランのうち、いずれかひとつでも紹介率最高法人の紹介率が80％を超える場合は、４サービス分の『報告書（様式）』と、80%を超えたサービスごとの『報告書（別紙）』を作成し、逗子市高齢介護課へ提出するとともに、その控えを事業所内で５年間保管しておいてください。（※居宅介護支援の提供に関する記録について、本市では保存期間を５年間とする独自基準を設けています）

|  |
| --- |
| 　全ての居宅介護支援事業所において、報告書（様式）を作成してください。 |

|  |
| --- |
| 報告書（様式）を作成した結果、各サービスの紹介率最高法人の割合が、いずれか１つのサービスでも８０％を超えていますか。 |

はい　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　いいえ

報告書（様式）の市への提出は不要です。事業所内で５年間大切に保管してください。（※居宅介護支援の提供に関する記録について、本市では保存期間を５年間とする独自基準を設けています）

また、報告書（別紙）については記入の必要がありません。

**報告書（別紙）に必要事項を記入の上、報告書（様式）とともに、前期分は９月15日まで、後期分は３月15日までに逗子市高齢介護課へ提出してください。**

**宛先住所などについて報告書（別紙）の最後の頁にまとめてありますので、ご活用ください。**

　逗子市高齢介護課では、頂いた報告書（様式）及び報告書（別紙）の内容について、「特定事業所集中減算「正当な理由」の判断基準」に基づき、「正当な理由」のいずれかのケースに該当するか否かの**審査**を行います。

**審査**にあたっては、報告書（別紙）の記載内容及び関連事項について、事業所に問い合わせる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

　審査結果の通知について、提出期限までに報告書を提出した事業所に対しては、前期分は10月末、後期分は４月末を目処に発送します。

　上記の通知により、「正当な理由」のいずれにも該当しないとの審査結果が示された事業所については、前期分は10月～翌年３月の間、後期分は４月～９月の間におけるサービス提供分の報酬について減算請求が必要となります。

　報告書及び（別紙）提出の際には、必ず控えをとるとともに、報告書等の記入内容の根拠となる書類（記入済の「居宅サービス事業所の選択に関する説明についての確認書」など）と一緒に、事業所内で保管しておいてください。実地指導等の際に確認します。